

松阪えきまえ楽市 企画書

《目的》

軽トラックの荷台などで野菜や、果物、海産物、工芸品等の販売を行い、消費者、生産者、商工業者等の相互交流を深めるとともに賑わいの創出を図る。

《実施主体》 駅前通り商店街振興組合 「松阪えきまえ楽市」実行委員会

《事務局》 〒515-0084 松阪市日野町 10 番地 松阪市駅前通り商店街振興組合

《問合せ及び連絡先》

名 称：松阪市駅前通り商店街振興組合

所在地：〒515-0084 松阪市日野町 10 番地

連 絡：TEL0598-23-0278 FAX0598-23-0771

e-mail：belltown@grace.ocn.ne.jp

《開催日》 毎月第3土曜日

第162回	令和 6年	4月20日	第168回	令和 6年	10月19日
第163回	令和 6年	5月18日	第169回	令和 6年	11月16日
第164回	令和 6年	6月15日	第170回	令和 6年	12月21日
第165回	令和 6年	7月20日	第171回	令和 7年	1月18日
第166回	令和 6年	8月17日	第172回	令和 7年	2月15日
第167回	令和 6年	9月21日	第173回	令和 7年	3月15日

《開催時間》 午前9時～午後12時まで

《開催場所》 ベルタウン中通り（駅前通り商店街振興組合内）

《出店面積》 1店舗： 6m×2m

《出店者数》 25店舗

《出店業種》 食料品、衣料品、日曜雑貨、金物、園芸品、青果物、手作り品など

- ・業種によっては、出店できない。（申請内容にて、実行委員会にて決定する）
- ・飲食関連の販売については、イベント等での臨時営業許可や移動食品の営業許可証を取得している方に限る。（申請書と一緒に許可証等の写しを併せて提出。）

《出店料、登録料および出店条件等》

- 登録料 500 円／（1年間）
 - ・出店初日までに納入することとし、返納しない。
 - ・登録の権利の譲渡は認めない。
- 出店料 1,000 円／1台（1区画）
 - ・出店料は、出店日に当日受付け窓口へ納入する。

《申請について》

- ・受付締切日：開催日の一カ月前まで（申請多数の場合は、選考）

《申請方法》

- ・出店申請書（様式1）に必要事項を記入の上、郵送又はファックスで申し込み。

《その他、開催にあたっての決まりごとについて》

- ・松阪えきまえ楽市開催要領による。

以上

「松阪えきまえ楽市 主な留意事項」

売る人も買う人も、とにかく楽しいふれあい楽市を・・・、私たちの願いです。

- 出店者は主催者の指示に従って下さい。指示に従っていただけない場合は、出店をお断りすることもあります。
- 出店場所は主催者が指示します。
- 出店の際に利用する車両は、軽自動車とします。
- テント、机、イスなど出店の際に必要な器材は、出業者でご用意下さい。
- 出店申込み後返金、当日のつり銭対応はできません。
- 販売品目を変更する場合は、あらかじめ事務局にお届け下さい
- 消費者にわかりやすいよう店名表示をして下さい。
- 販売価格は、適正な価格で消費者にわかりやすいように全商品に税込み金額で表示して下さい。
- 食品を取り扱う出店者は、食品衛生法のルールを守り、消費者に対し安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒防止等、食品管理には十分に注意して下さい。
- 食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出業者で対応願います。
- 飲食等関連の出店者におかれましては、予めゴミ袋（箱）などを備えるなど、自店商品の使い捨て食器等の回収にご配慮願います。
- 営業終了時には、出店者全員が協力をして周辺の清掃をお願いいたします。
- 露天商の方、量販店等大規模事業者の方等の出店はお断りします。
- 出店に関する事故等について主催者は一切責任を負いかねます。

なお、その他出店に際して「松阪えきまえ楽市開催要領」によります。

《申請・お問合せ先》

名 称：松阪市駅前通り商店街振興組合

所在地：〒515-0084 松阪市 日野町 10 番地

連 絡：TEL：0598-23-0278 FAX；0598-23-0771

e-mail：belltown@grace.ocn.ne.jp

「松阪えきまえ楽市」出店規約

(1) 開催の中止

- 基本的には、雨天時でも開催いたしますが、台風等により中止せざるを得ない場合のみ、前日までに出店者へご連絡をいたします。なお、中止の場合は、主催者側による補償等は、一切できませんのでご了承下さい。ただし事前に来店料を頂いている場合は、返金いたします。

(2) 搬入・出店場所

- 登録車両の搬入時刻は、午前8時から8時30分までとします。搬入時刻を超過すると会場内における事故の危険を伴いますので、時間を厳守し、速やかに対応して下さい。
- 出店場所については、別紙にてご確認ください。

(3) 営業許可・衛生管理等

- 食品衛生法に基づく営業許可等に届出など、所定の手続きが必要な場合は、出店者の責任により対応して下さい。
- 食品を取り扱う出店者は、食品衛生法のルールを守り、消費者に対し安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒の防止など食品管理には、十分に注意して下さい。

(4) 販売・トラブル防止

- 販売に際しては、原則として軽トラック・軽ワゴン等をご使用下さい。
- 出店に際しての必要な什器（机・椅子等）・備品（コードリール等）は、出店者が準備して下さい。
- 営業している店舗からの電気の借用はできません。電気の使用は、申請書にて許可を得た出店者のみとします。
- 雨天時の対応は各自で準備をお願いします。テント等は指定された出店エリア内で使用して下さい。
- 商品の販売価格は消費者に分かるよう、税込金額で全商品に必ず表示して下さい。
- 出店者は、会場での店名掲示を必ずお願い致します。
- 会場での盗難や破損、事故または、販売商品による食中毒や事故等が発生した場合は、当該販売者の責任により速やかに対応して下さい。主催者側による補償等は一切できませんのでご了承下さい。

(5) 搬出・清掃

- 登録車両の搬出は、12時から13時までとします。会場内では、十分注意し徐行にて車両の搬出をして下さい。
- 楽市開催中（9時から12時）の搬出はできません。
- 販売の際に出たごみ等は、出店者が責任をもって回収し持ち帰ることとし、終了後の清掃についても、出店者の責任により速やかに対応して下さい。また、ごみ減量化や環境問題に配慮し、包装は簡素化して消費者の理解を促して下さい。

(6) 出店の取り消し

- 主催者からの指示や上記の注意事項を遵守しない出店者については、出店を取り消します。その場合の主催者側による補償等は一切できませんのでご了承下さい。

(7) 登録料・出店料等

- 登録料は、令和6年3月開催分までの登録料として500円とします。
 - ・出店初日までに納入することとし、返納しません。
 - ・登録の権利の譲渡は認めません。
- 出店料は、1台1区画1,000円とします。
 - ・出店料は、出店日に当日受付窓口へ納入して下さい。

(8) 当日の集合時刻・集合場所・車両の配置について

- 8時00分に各出店者は、指定された出店エリア（長さ6m×幅2m）に、下図のように車両を配置して下さい。会場内へ進入できる車両は、出店登録車両に限ります。
【注意】会場内への進入の際は、接触事故等にはくれぐれも注意して下さい。

(9) 緊急時の対応について

- 会場内及び会場周辺で火災や緊急対応の必要な事態が発生した場合、消防署による消火活動、等を円滑にするため、消火栓周辺の出店者は、速やかに車両・備品などの移動を行い、消火活動の環境保全に努めるようご協力をお願いします。消火栓の場所については、会場レイアウトの記載のとおりです。